

◇大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 幼保連携型認定こども園の乳児室等の面積に係る基準に関する特例措置を講ずる期間を改めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和7年3月31日）から施行することにしました。

（こども青少年局幼保施策部幼保企画課）